平成３０年（フ）第１７号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目７番11号　願寿苑（がじまる）
債務者　宮里　安義
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１２２号
愛知県岡崎市森越町字河原46番地　めぞんリバーサイド103、前住所兵庫県西宮市鳴尾町１丁目14番12号　ドミトリーエイト
債務者　矢嶋　嘉彦
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３０１号
さいたま市中央区円阿弥４丁目７番９号　ヴィオラウーノ101
債務者　松下　剛
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　元樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７９号
兵庫県川西市向陽台２丁目１番地の72
債務者　渡邉　文雄
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９９号
静岡市葵区建穂２丁目20番27号
債務者　田口　勉
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　祥人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩348番地の２　シャリエ長泉プレシャスコート707号
債務者　森田　素子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　亮子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
愛知県日進市浅田平子２丁目286番地　ラ・キャッスル和合102
債務者　稲田　隆
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６５号
愛知県あま市甚目寺松山23番地、従前の住所名古屋市中区千代田３丁目32番８号　アーバンラフレ鶴舞公園１棟603号
債務者　丹羽　福子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９６号
北九州市小倉南区中吉田３丁目４番16―103号
債務者　吉永　貴明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８号
静岡県御前崎市塩原新田13番地の５　ステージ長島Ｃ―101号（旧住所　静岡県御前崎市塩原新田13番地の５　ステージ長島Ｃ―102号）
債務者　佐々木　伸
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４７７号
愛知県刈谷市築地町３丁目29番地20　ホーメーマンション302号
債務者　中野　勝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
愛知県岡崎市小針町字的場89番地　ジュネス永田　203
債務者　平田　耕二
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅１―301
債務者　野々山ひふみ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅１―301
債務者　野々山孝美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
埼玉県新座市野火止４丁目４番７号　ロイヤルシティＮＩＩＺＡ・Ａ棟102号室
債務者　小林美智代
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
神奈川県座間市東原５丁目２番22―523号　東原ドミトリー
債務者　荒川　孝治
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６４号
相模原市南区相模台団地７番３―104号
債務者　佐藤　茂
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部